

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年2月20日

収支等命令者
佐賀県総合福祉センター所長 藤本 武

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度 佐賀県総合福祉センター警備業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県佐賀市天祐一丁目8番5号 佐賀県総合福祉センター |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6年度～令和8年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続きに関する事項

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」、「営業概要書」及び「同種業務の履行実績調書」を令和7年3月13日（木）午後5時までに下記（1）の担当課に持参又は郵送（3月13日（木）午後5時までに書留郵便により担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

（1）担当課

郵便番号 840-0851 佐賀県佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号

佐賀県総合福祉センター 総務課

電話 0952-26-1214 FAX 0952-23-4679

（2）入札関係書類の交付

令和7年2月20日（木）から令和7年3月18日（火）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記（1）において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

（3）入札説明会

実施しません。

（4）入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年3月18日（火）午前11時

イ 場 所 佐賀県佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号

佐賀県総合福祉センター 障害者福祉会館 集会室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

（5）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

4 その他

（1）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

（2）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（3）委任状

代理人が入札に参加する場合は、入札当日、事前に「委任状」を提出していただく必要がありますので必ず「委任状」を持参してください。

（4）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 最低制限価格の設定

この入札は、佐賀県財務規則第 107 条及び地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設けます。このため、最低制限価格を下回った入札者は、当該入札においては失格となりますので、再入札を行う場合は参加できません。

(7) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札を行なった者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合は、落札者とします。
- イ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（以下、再入札という。再入札の執行回数は、二回（一回目の入札を含め三回）を限度）を行います。
再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができるものとします。
- ウ 落札者候補者が入札参加資格を有していない場合は、新たに次の順位の者を落札者候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- エ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

5 その他

(1) この入札は、最低制限価格制度を適用します。

入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした場合は失格となります。

(2) この公告に掲げる入札による契約は、令和 7 年 2 月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合締結できないこととなります。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。